## TOYOHASHI FIRE：CORPS

豊橋市消防団教育訓練方針

豊橋市は，昭和 39 年の第 1 回の協議会を皮切りに時代の変容に合わせてこれまで計 4 回の消防団組織等改善協議会を開催し，消防団の処遇等の改善や消防団活動の在り方に関し，消防団や市民の意見を反映させ，協議及び検討を重ねてきました。

先人たちが創設した15年ごとに行う改善のプロセスは画期的なものであり，本市消防団組織の時代の礎となっています。

令和 4 年度は， 5 回目の協議会を開催した本市消防団の転換期を迎える重要な 1 年となりました。
協議会の開催に際してアンケート調査を行い，「市民からは消防団に求める姿」，「消防団員からは団員が抱く消防団の姿，課題認識」を聞き，市民•消防団の声を集約しました。そこから見えてくる消防団 の在るべき姿を目指すため，以下の 2 つの目標を揭げ，改善事項などを協議•検討し，意見書としてまと め市長へ答申しました。

目標1 持続可能な消防団組織
目標2 地域防災力の向上

協議•検討事項の中に，「消防団の活動に関すること」がありました。
消防団の負担軽減を図りつつ，地域防災力を向上させるためには，消防団が担っている多用な活動 において役割分担を行い，専門性を高めることが得策と考えます。
そこで，競技化した訓練や儀礼的な活動を見直し，負担軽減を図る一方で，基本団員の主な活動 は災害対応とし，災害防ぎよ活動の向上を図るため，常備消防と合同訓練を定期的に行うなど，より実践的な訓練に注力していきます。

消防団活動の充実には教育訓練の充実が必要となります。消防団員は，それぞれ仕事を持つている ことから，訓練のための時間の確保が大変ですが，できる限り効率的に充実した訓練ができるように工夫 することが求められます。そこで教育訓練の方針を策定し，消防団員の教育訓練の標準化や充実化を図っていきます。

豊橋市消防団では市民と消防団の声を具現化し，持続可能な消防団組織の構築と，地域防災力 の向上を目指していきます。

## 目 次

－第1章 消防団教育訓練方針基本計画 ..... P1
1 目的 ..... P1
2 重点事項 ..... P1
3 能力開発の基本 ..... P2
－第2章 消防団教育訓練方針実施計画 ..... P3
1 研修（能力開発）の機会 その1 ..... P3
－職場研修（OJT：On the Job Traning） ..... P3
■ シチュエーション1 ..... P3
■ シチュエーション2 ..... P3
■ シチュエーション3 ..... P4
－意識して！消防団員の負担軽減 ..... P4
2 研修（能力開発）の機会 その2 ..... P5
－職場外研修（Off JT：Off the Job Training） ..... P5
■ シチュエーション1 ..... P5
■ シチュエーション2 ..... P7
■ シチュエーション3 ..... P8
3 研修（能力開発）の機会 その3 ..... P10
■ 自己啓発（SD：Se7f Developm ent） ..... P10
■ e ラーニング ..... P10
－第3章 消防団の装備など ..... P13
■ 多機能型小型動カポンプ付積載車 ..... P13
－消防団員個人装備品 ..... P14
－地域特性による装備品 ..... P15
－情報伝達資機材 ..... P15
－消防団の編成について ..... P15
－参考 ..... P16

附属資料 豊橋市消防団教育訓練方針（仮称）策定に係るワーキンググル—プ設置要綱 P17

## 第1章 消防国教育剖練方針基本計画

## 1 目的

消防団教育訓練方針は，※消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 16 条の規定に基づき，消防団員の教育訓練の標準化や充実化を図ることを目的として，消防団の教育訓練を円滑に実施するための方針を定めるものです。
※消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（H25．12 制定）
（消防団の教育訓練の改善及び標準化等）
第16条 国及び地方公共団体は，消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため，教育訓練の基準の策定，訓練施設の確保，教育訓練を受ける機会の充実，指導者の確保，消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるもの とする。

## 2 重点事項

| 教育訓練の均一化 | - 全消防団員に同様の教育訓練を実施 <br> - 消防団員の予習，復習，未受講者のフォローのため，eラーニング の導入 |
| :---: | :---: |
| 計画的な教育訓練 | －教育訓練を受ける機会の充実として年間を通じて実施訓練の幅，質ともに段階を踏んだ教育訓練の実施 |
| 教育訓練の充実 | ■ 消火，自然災害，救助訓練の充実強化 <br> ■ 消防団中核法を受けH26．2に大幅改正した「消防団の装備と服制 の基準いに対応した教育訓練の実施 |
| コミュニティ形成 | －災害現場を共にする消防団と管轄消防署の関係強化 |

## 3 能力開発の基本

通常，人材育成における「能力開発」は，3本柱である「職場研修」「職場外研修」「自己啓発」を体系的•持続的に実施することでより効果的で質の高い研修になるとされています。

「研修」という言葉からは，消防署での訓練•研修などをイメージしがちですが，消防団が担う全ての活動が研修（能力開発）の機会となります。また，消防団員自身が公務員として自覚に根差して取り組 む自発的努力は自己啓発の場となります。

漠然と訓練•行事をこなすのではなく，活動の全てが研修（能力開発）の場であることを意識すること で，知識•技術の習熟度は向上します。

消防団の活動を研修の機会として捉えると以下のとおりとなります。

| 活動主体 | 主な活動 | 研修の機会 <br> （能力開発） |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{ll}\square & \text { 消防団 } \\ \square & \text { 地域 }\end{array}$ | - 分団による訓練•行事 <br> - 消防団•方面隊による訓練•行事 <br> - 地域と連携した訓練•行事 | 職 場 研 修 |
| - 市 <br> - 消防本部 <br> - 県，その他 | - 防災危機管理課などの市の部局による訓練•行事 <br> - 消防本部による訓練•行事 <br> - 派遣研修（学校教育など） | 職 場 外研修 |


| 活動主体 | 主な活動 | 研修の機会 <br> （能力開発） |
| :---: | :---: | :---: |
| ■ 消防団員 | 自主研修（マニユアルの確認など） <br> 資格取得（救命講習の受講など） <br> 通信教育（eラーニング活用など） | 自 己 啓 発 |

## 第2章 消防団教育訓練方針実施計画

## 1 研修（能力開発）の機会 その1

## 

消防団員として成長できる主な要因は「上級階級者である先輩や同僚の指導」「活動における実務経験」であり，消防団活動を通じた職場研修が人材育成のベースになります。このことから，上司や上級階級者である先輩は，後輩消防団員に対して，あいさつや態度，市民との接し方，消防団活動の進 め方や知識，技術，技能などを継続的に指導することが求められます。常に人材育成を意識した「消防団活動」を心がけてください。

これらを実現するためには，分団内でのコミユニケーシヨンが重要であり，相互の信頼関係の構築が不可欠となります。

## シチュエーション1

| 「ちょつと教えてください。」と先輩や同僚に聞く。「こうやるんだよ」と教える。 <br> そのすべての瞬間か教育の場です。詰所でのささいなやり取りから，分団単位で企画して行う訓練まで職場研修（OJT）の機会となります。 |  |
| :---: | :---: |
| 先輩，同僚と実施 | ■ 機械器具等の取り扱い・車両の積載品確認など <br> －訓練礼式•書類の書き方・マニユアルの確認など |
| 分団単位で実施 | 詰所•器具庫•機械器具等の点検 $\cdot$ 補修など <br> 防火広報など <br> 消防署研修の振り返り，未受講者のフォローアップ訓練など <br> ホース延長・ポンプ操作•救助資器材取扱い訓練など <br> 機関員の走行訓練など <br> 分団会議など |

## シチュエーション2

災害リスクの分布は地域（方面隊）の特性によつて異なります。それに対応する消防力（分団数）も地域によって異なります。さらには，消防団員の就業形態別構成比率も地域により異なることから，地域を守 る方面隊ごとに訓練•行事を行うことは地域にとつて心強いものであり，地域から消防団に対する理解も深 まる場でもあります。また隣接する分団間のコミュニケーションの場にもなることから地域防災力の向上に必要不可欠な瞕場研修（OJT）の機会となります。

| 消防団•方面隊主体の訓練 | 消火訓練•中継送水訓練•救助訓練•MCA無線取扱し訓練•水防訓練•密集地消防訓練•津波避難誘導訓練•林野火災訓練など方面隊単位で行う普通救命講習など |
| :---: | :---: |
| 消防団•方面隊主体の行事 | ■ 結団式，結隊式，観閲式（訓練礼式，部隊運用訓練）など放水訓練披露会など |

消防団は消防機関としての役割と，地域住民の一人として消防団に参画する住民自治組織として の側面を併せ持つ特徴的な団体であり，地域コミュニティの防火防災の中心として幅広く活躍してい ます。消防団が地域住民に接する機会を職場研修（OJT）として捉えることで，地域住民の自発的な活動への参加を促すことにつながります。大規模災害時には地域住民も一緒に行動してもらわ なければなりません。地域住民との良好な関係性が地域防災力の向上につながります。

地域と連携した訓練
自主防災組織と連携した訓練など

地域の行事
地域で行う消防団 PR活動など

## 

令和 4 年度開催「豊橋市消防団組織等改善協議会」意見書より

1 消防団活動
近年，地球温暖化の影響による災害の多発化•激甚化に伴い，消防団に求められる役割は多様化している中，現在は，その役割に応じて基本団員と機能別団員により消防団活動を実施している。
基本団員は，災害防ぎよ活動のほか，訓練，式典などの組織的な公的諸行事，災害予防のため の啓発活動，更には地域での防災訓練指導や応急手当指導などさまざまな活動を担っている。
また，消防団員のサラリーマン化の進展により，日中の災害対応力を補うため機能別団員を導入 し，災害防ぎよ活動に限り活動をしている。
消防団への期待に応える中，人口減少や地域コミュニティの弱体化，若年層世代における価値観 の相違など消防団員の確保が困難な状況になり，消防団の負担軽減が求められるようになった。これ らの現状は消防団員アンケートからも，災害対応以外で負担に感じている活動としてポンプ操法や式典などがあげられ，それらの活動の多さが家族への迷惑や負担となっていることが分かる。
これらのことから，競技化した訓練や儀礼的な活動は廃止，縮小，集約を進め，負担軽減を図る必要がある。

## 2 地域活動

消防団は地域住民が主体となる組織であり，地域コミュニティの防火防災の中心として幅広く活躍 している中で，各地域においても多様な地域活動を実施している。
持続可能な消防団組織の構築には消防団の負担を軽減する必要があり，消防団が行う地域活動の見直しも重要な要素である。
他方，消防団員アンケートでは，入団した経緯は消防団，自治会の勧誘が多く，また，分団の編成についても現在と同様の小学校区単位を希望していることからも，自治会による団員の加入支援を はじめ，地域との結びつきはより強固にしていかなければならない。引き続き，消防団と自治会が協議 を重ね相互に協力していかなければならない。

## 2 研修（能力開発）の機会 その2

## 

消防団員の教育訓練において，訓練施設の確保，教育訓練を受ける機会の充実，指導者の確保 などの措置を講ずる必要があります。職場外研修は目的に応じた一般的，専門的知識や技能等を習得するための教育訓練であり，消防署研修や愛知県消防学校などへ派遣する研修などがこれにあたりま す。

職場研修，自己啓発を補完し，より高度で専門的な知識や技能などの習得に効果的です。

## シチュエーション1

消防団のもつ即時対応力を最大限活かすには，消防に関する相当程度の知識及び技能を有する必要があります。そこで，災害現場で消防団が担う活動を想定し，配備されている装備を全消防団員が活用できることを目的に，年間を通じて計画的に消防署で研修を行います。消防署研修は職場外研修（Off－JT）の機会となります。

| 消 火 | 消防活動訓練（基礎） <br> 消防活動訓練（応用） |  |
| :---: | :--- | :--- |
| 自然災害 | $\square$ | 風水害対応訓練 |
| 救 助 | 救助活動訓練（基礎） <br> 救助活動訓練（応用） |  |
| 総 合 | 振り返り（フィードバック）訓練 <br> 応用訓練 |  |


| 教育訓練名 | 消防活動訓練（基礎） |
| :---: | :---: |
| 目 的 | 消防活動の基本的要領を習得する |
| 実施予定日 | 第1，2，5，8方面隊 R 5年4月16日（日）第3，4，6，7方面隊 R 5年4月23日（日） |
| 内 容 | 各種消防機械器具の取扱い・水利部署要領・ホース延長要領•放水要領など |


| 教育訓練名 | 消防活動訓練（応用） |
| :--- | :--- |
| 目 | 的 |
| 火災防ぎよに関する行動原則の習得及び実践的技能の習熟を図る |  |


| 教育訓練名 | 風水害対応訓練 |
| :--- | :--- |
| 目 | 的 | 風水害などの災害に対する円滑な活動について知識•技術を習得する


| 教育訓練名 |  |
| :--- | :--- | 救助活動訓練（基礎）


| 教育訓練名 | 救助活動訓練（応用） |
| :--- | :--- |
| 目 | 的 |
| 救助資器材の効率的な運用や検索•搬出方法について習得する |  |
| 傷病者に対する応急手当を習得する |  |


| 教育訓練名 |  |
| :--- | :--- | 応用訓練

～消防署研修の実施について～

- 訓練は午前，午後に分団を振り分けて実施します。
- 訓練中に指令があった場合は，災害対応を優先し，積載車により 5 名出動します。なお，災害状況によっては訓練を終了する場合があります。
－消防署研修は実施項目により見取り訓練が多くなる場合があります。方面隊，分団毎に行うOJT を活用して，技能の定着や訓練不参加者のフォローアップを実施してください。
－自己啓発（SD）のeラーニングでは，理解度にあわせ予習•復習など効果的にフォローアップで きる体制を整えています。積極的に活用してください。


## シチュエーション2

| 組織的に行われる公的諸行事にはそれぞれ目的があり，職場外研修（Off－JT）の機会となります。 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 訓練•行事 | 目的 | 時期 |
| 辞令交付式 | 市長が消防団長を任命し，団長へ辞令を交付する。 | 4月 |
| 水 防 訓 練 | 豊橋市地域防災計画及び豊橋市水防計画に基づき，豊橋市及び各水防関係機関が相互に連携するとともに地域住民の協力を得て，各種訓練を実施することにより水防体制の確立及び市民防災意識の高揚を図ることを目的とする。 | 5月 ～ 6月 |
| 総合防災訓練 | 災害対策基本法及び豊橋市地域防災計画に基づき，豊橋市，各防災関係機関，地域住民等の参加協力のもとに，総合的な防災訓練を実施することにより，大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急活動のための協力体制の確立や，地域の連携を活かした防災力の強化を図るとともに，住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。 | 8月 |
| 県際消防訓練 | 県際消防関係機関との連携を密接にし，正確な火災状況の把握及び防ぎよ戦術の決定並びに部隊運用の迅速かつ的確な情報伝達等を図 り，林野火災防ぎよ体制の確立を目的とする。 | 11月 |
| 津波対策訓練 | 南海トラフ巨大地震の被害予測によると，豊橋市の太平洋岸は，最大約19mの津波か襲来する。そこで，市，防災関係幾関，海岸利用者が連携して訓練を実施することにより，津波による被害の軽減及び市民の防災意識の高揚を図る。 | 11月 |
| 林野火災訓練 | 空気が乾燥し，林野火災の発生しやすい気象条件となる時季を迎え，正確な火災状況の把握及び防ぎよ戦術の決定並びに部隊運用の迅速かつ的確な情報伝達等，林野火災防ぎよ体制の確立を図ることを目的とする。 | $\begin{gathered} 1 \text { 1月 } \\ \sim \\ 12 \text { 月 } \end{gathered}$ |
| 年末特別警戒 | 年の瀬は慌ただしく，空気の乾燥などにより火災の発生する危険が高ま るため，地域住民に年末を安心して過ごしてもらうために消防車による市内各所の巡回パトロールや広報活動を行う。 | 12 月 |
| 出 初 式 | 豊橋市の消防関係機関が一堂に集い，士気高揚を図り，市民とともに無火災•無災害を祈念する。 | 1月 |
| 住宅密集地訓練 | 住宅密集地域における大規模火災に備え，消防署と消防団との連携 を強化し火災防ぎよ体制の充実を図るとともに地域住民の防火意識の高揚を図る。 | 2月 |
| 消防関係表彰式 | 消防協力団体や個人に対して日頃の消防における功績等に対し感謝 の意を表す。 | 3月 |

－式典に参加する消防団員の負担を軽減するため，参加者を原則幹部及び幹部候補である分団長以上とします。

| それぞれ仕事をもつ消防団員にとつて，愛知県消防学校などの教育施設のもとで，一定期間教育訓練を集中的に受講することは，職場外研修（Off－JT）の機会となります。 |  |
| :---: | :---: |
| 研 修 名 | 消防学校 警防•機関科 |
| 対 象 者 | 消防団員として概ね3年以上の実務経験を有する者 |
| 到達目 標 | 火災防ぎよ活動に関する專門的知識と行動原則，自然災害や大規模災害におけ る消防団の役割，道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を理解 している。 <br> 消防自動車を迅速•的確に運行できる技能を有している。災害現場においては，中核的な活動が遂行できる。 |
| 実 施 日 | R 5 年6月3日（土）～6月4日（日）2日 |
| 研修内 容 | 火災防ぎよ・消防活動訓練•术ンプ運用•安全管理•緊急走行要領•機関整備 |


| 研 修 名 | 消防学校 初級幹部科 |
| :---: | :---: |
| 対 象 者 | 班長の階級に有る者又は同等の実務経験を有する者 |
| 到達目標 | 消防団初級幹部としての職責を自覚し，消防団の運営に必要な規律，災害活動要領，安全管理の重要性について深く理解している。地域住民に対して防災指導 が行える。 |
| 実 施 日 | R5 年度派遣なし |
| 研修内容 | 訓練礼式•現場指揮•防災•防災指導要領•安全管理 |


| 研 修 名 | 消防学校 指揮幹部科（現場指揮課程】 |
| :---: | :---: |
| 対 象 者 | 部長の階級に有る者又は同等の実務経験を有する者又は平成 26 年度以前に「消防団員教育 中級幹部科」を修了した者 |
| 到達目標 | 災害時における現場指揮者として職責を自覚し，現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有している。大規模災害時において，現場指揮者として，火災防ぎよ，水災活動，救助救命，避難誘導及び情報収集•伝達に係る的確な現場指揮及 び安全管理の知識及び技術を有し，自主防災組織等に対して防災指導を行え る。 |
| 実 施 日 | R 5 年 10 月 28 日（土）～ 10 月 29 日（日）2日 |
| 研修内 容 | 現場指揮，安全管理•火災防ぎよ・水災活動訓練•救助，救命訓練避難誘導，災害情報収集，伝達訓練，地域防災指導 |


| 研 修 名 | 消防学校 指揮幹部科（分団指揮課程） |
| :---: | :---: |
| 対 象 者 | 分団長•副分団長又は同等の実務経験を有する者の階級に有る者 |
| 到達目 標 | 分団の指揮者として職責を自覚し，消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有している。各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深〈理解している。 |
| 実 施 日 | R6年1月20日（土）～1月21日（日）2日 |
| 研修内容 | 組織制度，安全管理•防災•災害対応図上訓練•事例研究 |


| 研 | 修 | 名 | 消防学校 女性消防団員教育科（1日入校） |
| :--- | ---: | :--- | :--- |
| 対 | 象 | 者 | 女性消防団員 |
| 到 達 目 | 標 | 女性消防団員として，必要な知識と技能が備わる。 |  |
| 実 | 施 | 日 | R5年度派遣なし |
| 研修 内 容 | 応急手当訓練等 |  |  |


| 研 | 修 | 名 | 消防学校 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 消防団員特別教育科（1日入校） |  |  |  |
| 対 | 象 | 者 | 消防団員 |
| 到 達 目 標 | 消防団員として，必要な知識と技能が備わる。 |  |  |
| 実 | 施 | 日 | R5年度派遣なし |
| 研 修 内 容 | 訓練礼式等 |  |  |


| 研 修 名 | 消防学校 操法個別指導会 |
| :---: | :---: |
| 対 象 者 | 愛知県消防操法大会（ポンプ車•小型ポンプ競技）出場消防団員 |
| 到達目標 | 愛知県消防操法大会出場消防団員として，必要な操法技法が備わる。 |
| 実 施 日 | R5 年度派遣なし |
| 研修内容 | 消防操法 |


| 研 修 名 | 消防学校 移動消防学校（現地教育訓練） |
| :---: | :---: |
| 対 象 者 | 消防団員（1団体1時間） |
| 到達目標 | 消防団員として，必要な知識と技能が備わる。 |
| 実 施 日 | R5 年度派遣なし |
| 研修内 容 | 訓練礼式等 |

～愛知県消防学校への派遣について～

- 年度ごとに派遣される研修内容が変わります。
- 各研修には，各方面隊の代表者 1 名が派遣されます。
- 愛知県消防学校までは消防本部職員による送迎となります。


## 自己营器（SD：Self Devellopment）

消防団員自身が公務員として自覚に根差して取り組む自発的努力は自己啓発（SD）の場となり ます。

自らが主体的に成長しようとする向上意識であり，セミナー受講か資格取得，通信教育などがこれに あたります。
自己啓発は，消防団活動を通じた職場研修（OJT）や職場外研修（Off－JT）をきつかけとし，更に知識を深めたり，不足した部分を補おうとする自発的な行動であり，その姿勢はすべての研修の基礎とな ります。
消防団員はそれぞれ仕事を持っていますから，訓練のための時間の確保が大変です。できる限り効率的に充実した訓練ができるように工夫することも大切です。
そこで通信教育のひとつであるeラーニングを導入します。是非活用してください。

```
eラーニング
```

いつでも，どこでも，何度でも…
受講者である消防団員の都合や理解度にあわせ活用することで，予習，復習，なと効果的にフォローア ップできます。

| TOYOHASHI | 豊橋市消防団マニュアル集 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| FIREGORPS |  | ， |
| 消防署研修eラーニング | 総務省消防庁防災•危機管理eカレツジ |  |




■車両•装備


消防活動訓練（応用）
－無線交信要領


■ 小隊活動要領


## 風水害対応訓練

## ■水防訓練



## ■ 中継要領

トーハツ（外部リンク）
－障害物除去


－切断


■拡張•持ち上げ


救助活動訓練（応用）
■救出要領


■観察•手当

－傷病者搬送法


## 第3章 消防団の装備など

## 消防団の装備など

東日本大震災の経験の中で，消防団の装備が不十分であることが全国的な問題となりました。そこで平成26年2月に国が定めている消防団の装備と服制の基準を大幅に改善し，安全靴や救命衣など の基本的な装備，情報共有のための無線機，救助活動用の機材などを配備しました。消防団活動の充実には，装備の改善とともに，教育訓練の充実も必要になります。全ての消防団員が以下の装備を十分に活かせるようにしなければなりません。

## 

－シャシ等
（1）ダブルキャブタイプのシャシ，車両総重量は3，500kg未満，乗車定員は5人，全長5，400mm以下，全幅1，850mm以下，全高2，700mm以下
（2）エンジン規格はガソリンエンジン又はディーゼルエンジン
（3）駆動方式は二輪駆動方式又は四輪駆動方式
（4）オートマチックトランスミッション
（5）車載用受信機付き

■ 小型動力ポンプ
（1）B－2級4ストロークまたは2ストローク
（2）動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に規定する可搬消防ポンプ
（3）電子制御燃料噴射方式
（4）水冷式ポンプ
（5）出力 22 kWW 以上
（6）セルスターター，リコイルスターター式
（7）真空ポンプ オイルレス式
（8）冷却水 還流装置付
（9）自動吸水システム付
（10）メンテナンスフリーバッテリー装備
（11）自動充電器装備
（12）乾燥質量約 98 kg 未満

| 装備名 | 規格 | 数量 |
| :--- | :--- | :---: |
| 防火衣 | 防火服，防火ヘルメット，防火長靴 | 1 式 |
| 吸管 | 呼称75，長さ6m，軽量吸管金具アルミ <br> 製，止めバンド（スピードタイプ）付 | 1 本 |
| 吸管ストレーナー | 岩崎製作所ストカゴ セット3 1 6S K G <br> F3P | 1 個 |
| 消火栓金具 | $75 \mathrm{~mm} \mathrm{\times スネジ×65mm} \mathrm{町 野 メス}$ | 1 個 |


| 14 | 装備名 | 規格 | 数量 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 消火栓開閉金具 | 豊橋市仕様 | 1本 |
|  | スタンドパイプ |  | 1本 |
|  | 管そう | 背負バンド取手金具付 | 1 本 |
|  | フォグガン | 媒介金具各 1 個（ $65 \times 40$ ， $50 \times 4$ 0） | 1本 |
|  | ノズル | 20 mm 相当噴霧ノズル×1個（定流量，停止可能） | 3 個 |
|  | ホース | 呼称 65 | 10 本 |
|  | ホース背負器 | 65 mm 2本用 軽量型 | 1 個 |
|  | 分岐管 | $65 \times 65 \cdot 50$ マルチ | 1 個 |
|  | ホースブリッジ |  | 1 式 |
|  | 圧力制御金具 |  | 1 個 |
|  | とび口 | 長さ約 1． 8 m | 2 本 |
|  | 剣先スコップ |  | 1本 |
|  | 投光器（サーチライト） | 12 V 5 W W（ランプスタンド付） | 1 式 |
|  | 金てこ |  | 1 本 |
|  | チェーンソー |  | 1 式 |
|  | チェーンソー保護衣 |  | 1 着 |
|  | エンジンカッター |  | 1 式 |
|  | スプレッダー |  | 1 式 |
|  | 油圧ジャッキ |  | 1 式 |
|  | 4 つ折足付担架 | アルミ製 | 1 式 |
|  | 脚立 | アルミ製 | 1 式 |
|  | 発電機 |  | 1 式 |
|  | 燃料補充缶 |  | 1 式 |
|  | コードリール | 屋外用 | 1 式 |
|  | 合図灯 | 電池付 | 4本 |
|  | 車載用受信機 |  | 1 式 |
|  | 簡易デジタル無線機 |  | 1 式 |

## 

| 活動服 | 保安帽 | 雨衣 | 防寒衣 | 救命胴衣 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ヶブラ－手袋 | 警備靴 | 防塵入゙ネ | 防䴤マス |  |

## 

| 豊川流域 | 賀茂 | 西郷 | 玉川 | 下条 | 牛川 | 松葉 | 花田 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 牟呂 | 吉田方 | 下地 | 大村 | 津田 | 前芝 |  |
| 柳生川 <br> 流域 | つつじが丘 | 豊 | 向山 | 新川 | 松山 | 福岡 | 磯部 |
|  | 中野 | 羽根井 | 汐田 |  |  |  |  |
| 梅田川 <br> 流域 | 二川 | 二川南 | 谷川 | 細谷 | 栄 | 大崎 | 高師 |
|  | 植田 | 野依 | 天伯 | 幸 | 芦原 |  |  |

－ウォーターチャージャー \＆ジェットシューター

| 山林地域 | 第1方面隊各分団 | 第2方面隊各分団 | 第4方面隊各分団 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |

－移動用応急排水ポンプ

| ○特別防災地区 | 賀茂 | 下条 | 牛川 | 二川 | ○牟呂 | 汐田 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |
| （浸水対策地区）など | 〇吉田方 | ○下地 | 大村 | 津田 |  |  |

## 什報伝凊资機材

情報伝達資機材配備状況

| 種類 |  | 配備先 |
| :---: | :---: | :---: |
| MCA A無線 |  | 団長•方面隊長•分団長 |
| 消防デジタル無線 | 受令機 | すべての消防団車両 |
| デジタル簡易無線 | 基地局 | すべての消防団器具庫 |
|  | 移動局 | すべての消防団車両 |
|  | 携帯局 | 副隊長（2台）•分団（各3台） |

## 消防国の絸成について

豊橋市消防団は8方面隊53分団（女性分団含む）7 7 部から構成され，全ての小学校区に配置されている。
分団における消防団員の数は1分団17人を基準として組織されており，部については1部増えるごと に10人を加算した人員とされている。

## ～素甪～

「70：20：10の法則」聞いたことありますか？
リーダーシップを上手〈発揮できるようになった人達に「どのような出来事が役だったかいについて聞く
と，70は経験，20は薫陶（くんとう），10は研修という回答だつたそうです。
「経験｢薫陶」「研修」をそれぞれ無関係なバラバラのものととらえると，つい「何が一番大事か」とい う思考や論理になりがちで，「やつぱり経験が一番大事だ。研修など大した意味がない。」と結論付け ようとしてしまいます。しかしこれらは比較して順位付けられるものではありません。人材育成を考えるに は 3 点セットでなければなりません。経験は「仕事」，薫陶とは＂徳の力で人を感化し教育すること＂で あり，「上司，先輩の言葉」といえます。これらに研修による「学びと気づき」を加えることで今の実力•能力を持つことができるのです。つまり人材育成とは「経験といら根拠をたくさん与え，それらに共通する原理原則もしくはそれらから導かれる大切な考え方を，薫陶や研修を通じて結論付けさせること」，ま たは「薫陶や研修において原理原則もしくは大切な考え方を結論的に習得させ，たくさんの経験をそ の証拠として実感させていくこと」と言えます。
人材育成に限らず，様々な分野で 7 0：20：10の法則を活かしてみてください。
（設置）
第1条 令和4年度に実施された豊橋市消防団組織等改善協議会の意見書を踏まえ，「豊橋市消防団教育訓練方針」（仮称）を策定するにあたり，必要な事項について検討，協議するため，豊橋市消防団教育訓練方針（仮称）策定に係るワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。
（業務）
第2条 ワーキンググループは，次に掲げる事項について検討し，又は協議する。
（1）豊橋市消防団教育訓練方針（仮称）策定に関する事項
（2）その他ワーキンググループが必要と認める事項
（構成）
第3条 ワーキンググループは，リーダー，サブリーダー及び構成員をもって組織する。
2 リーダー，サブリーダー及び構成員は，別表に掲げる職にある者をもって充て，リーダーが指名する。
（会議）
第4条 ワーキンググループの会議は，リーダーが招集する。
2 リーダーが必要と認めた時は，構成員以外の関係職員及び消防団員等に会議への出席を求め，意見を聞 くことができる。
3 サブリーダーはリーダーを補佐し，リーダーに事故あるときはサブリーダーが権限を代行する。
（事務局）
第5条 ワーキンググループの事務局は，消防本部総務課に置く。
（その他の事項）
第6条 この要綱に定めるもののほか，ワーキンググループの運営に関し必要な事項は，リーダーが別に定める。附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和 5 年1月18日から施行する。
（この要綱の失効）
2 この要綱は，令和5年3月31日限りでその効力を失う。

別表（第3条関係）

| 役 職 | 職名等 |
| :---: | :---: |
| リーダー | 豊橋市消防団 団長 |
| サブリーダー | 総務課 主幹 |
| 構成員 | 豊橋市消防団 副団長 |
|  | 豊橋市消防団 方面隊副永長 |
|  | 豊橋市消防団 分団長 |
|  | 豊橋市消防団 副分団長 |
|  | 豊橋市消防団 部長 |
|  | 豊橋市消防団 班長 |
|  | 消防救急課 消防グループ 指揮副隊長 |
|  | 中消防署 救助專門員 |
|  | 南消防署 署長（分署長）補佐又は郭防司令 |
|  | 南消防署 救急専門員 |
|  | 総務課 総務ずループ 消防団担当主査 |
| 事務局員 | 総務課 総務がループ消防団担当 |



